

1 0 年 保 存
機 密 性 2
令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日まで

基補発 1222 第 1 号  
令和 3 年 12 月 22 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の  
労災認定実務要領の一部改正について

複数業務要因災害の労災認定に当たっては、令和 2 年 8 月 27 日付け基補発 0827 第 1 号「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領について」により迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、今般、令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」が施行されたことに伴い、標記要領を別紙新旧対照表のとおり改正したことから、これに基づき適切に対応されたい。

○「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領」（令和2年8月27日付け基補発0827第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 はじめに （略） これを受けて、平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（その後、令和3年9月14日付け基発0914第1号「<u>血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について</u>」に改正された。以下「<u>脳心認定基準</u>」という。）及び平成23年12月26日付け基発1226第1号「<u>心理的負荷による精神障害の認定基準について</u>」（以下「<u>精神認定基準</u>」という。）については、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」及び「<u>精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会</u>」における意見聴取の内容を踏まえ、令和2年8月21日付けで改正されたところである。 （略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 複数業務要因災害に該当するか否かの判断 1 （略） <u>（1）長期間の過重業務及び短期間の過重業務</u> 脳心認定基準第4の2の「<u>長期間の過重業務</u>」及び同3の</p>	<p>第1 はじめに （略） これを受けて、平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「<u>脳心認定基準</u>」という。）及び平成23年12月26日付け基発1226第1号「<u>心理的負荷による精神障害の認定基準について</u>」（以下「<u>精神認定基準</u>」という。）については、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」及び「<u>精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会</u>」における意見聴取の内容を踏まえ、令和2年8月21日付けで改正されたところである。 （略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 複数業務要因災害に該当するか否かの判断 1 （略） <u>（1）異常な出来事</u> 脳心認定基準第4の2（1）の「<u>異常な出来事</u>」が認められ</p>

「短期間の過重業務」に関し、業務の過重性の検討に当たっては、異なる事業における労働時間を通算して評価すること。  
したがって、「長期間の過重業務」に関して労働時間を評価する際には、異なる事業における労働時間を通算し週40時間を超える労働時間数を時間外労働時間数として、業務の過重性を評価する。

また、労働時間以外の負荷要因については、異なる事業における負荷を合わせて評価すること。

例えば、A社で出張の多い業務であったという負荷要因が認められ、B社で激しい寒暖差がある場所への頻繁な出入り（温度環境）という負荷要因が認められた場合は、A社とB社の通算した労働時間、事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務）、作業環境（温度環境）の負荷要因について総合的に検討し、業務の過重性を評価すること。

なお、このような場合についても、通算した労働時間の全体について出張が多かった等と評価するものではなく、実際に出張を行った際のその業務内容、頻度等や、寒暖差がある場所への出入りを行っていた頻度等を踏まえて評価するものである。このことは、業務災害に係る業務の過重性の評価の場合と同様であること。

また、拘束時間に関し、先に就業した事業の終業後、次に就業する事業の始業までの間の時間については、拘束時間に含まれないものであること。

る場合には、一の事業における業務災害に該当するものと考えられることから、一般的には複数業務要因災害に該当することはないものと考えられること。

特段の事情があり、「異常な出来事」により複数業務要因災害として認定することが適当と判断される事案については、決定前（業務災害の所轄署と複数業務要因災害の所轄署が異なる場合は則第2条の2に基づく事務の委嘱前）に本省補償課職業病認定対策室と協議すること。

## (2) 短期間の過重業務及び長期間の過重業務

脳心認定基準第4の2(2)の「短期間の過重業務」及び同(3)の「長期間の過重業務」に関し、業務の過重性の検討に当たっては、異なる事業における労働時間を通算して評価すること。  
したがって、「長期間の過重業務」に関して労働時間を評価する際には、異なる事業における労働時間を通算し週40時間を超える労働時間数を時間外労働時間数として、業務の過重性を評価する。

また、労働時間以外の負荷要因については、異なる事業における負荷を合わせて評価すること。

例えば、A社で出張の多い業務であったという負荷要因が認められ、B社で激しい寒暖差がある場所への頻繁な出入り（温度環境）という負荷要因が認められた場合は、A社とB社の通算した労働時間、出張の多い業務、温度環境の負荷要因について総合的に検討し、業務の過重性を評価すること。

(2) 異常な出来事

脳心認定基準第4の4の「異常な出来事」が認められる場合には、一の事業における業務災害に該当するものと考えられることから、一般的には複数業務要因災害に該当することはないものと考えられること。

特段の事情があり、「異常な出来事」により複数業務要因災害として認定することが適当と判断される事案については、決定前（業務災害の所轄署と複数業務要因災害の所轄署が異なる場合は則第2条の2に基づく事務の委嘱前）に本省補償課職業病認定対策室と協議すること。

2～3 (略)

第5 複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等

1 調査要領

複数事業労働者に係る請求書の受付と進行管理、調査の実施、医学意見の収集に当たっては、次の点に留意した上で、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」（令和3年10月）（以下「脳心実務要領」という。）の第2部調査要領に基づき適切に事務処理を行うこと。

(略)

(1) 事前相談

ア 共通事項

なお、このような場合についても、通算した労働時間の全体について出張が多かった等と評価するものではなく、実際に出張を行った際のその業務内容、頻度等や、寒暖差がある場所への出入りを行っていた頻度等を踏まえて評価するものである。このことは、業務災害に係る業務の過重性の評価の場合と同様であること。

また、拘束時間に関し、先に就業した事業の終業後、次に就業する事業の始業までの間の時間については、拘束時間に含まれないものであること。

2～3 (略)

第5 複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等

1 調査要領

複数事業労働者に係る請求書の受付と進行管理、調査の実施、医学意見の収集に当たっては、次の点に留意した上で、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」（平成15年3月）（以下「脳心実務要領」という。）の第2部認定実務に基づき適切に事務処理を行うこと。

(略)

(1) 事前相談

ア 共通事項

(略)

迅速かつ効率的な調査を行うため、申立書を請求に併せて提出するように依頼すること。申立書の記載は、①複数就業先が2つの場合は、脳心実務要領の様式2に、②複数就業先が3つ以上の場合、3つ目以降の就業先に係る事項はその事業場の数に応じた複災脳心様式2に、それぞれ記載するように依頼すること。

イ (略)

(2) (略)

(3) 調査における確認事項

(略)

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場を管轄する署(調査を行う署)と副業先(請求書裏面で「その他の就業先」とした事業場のこと。以下同じ。)を管轄する署が異なる場合であっても、全ての事業場に対する調査は、主たる負荷を受けたと主張する事業場を管轄する署において行うこと。

ア 請求人からの確認事項

(略)

事前相談なく請求書が提出された場合には、請求人に申立書を提出するように依頼すること。申立書の記載は、①複数就業先が2つの場合は、脳心実務要領の様式2に、②複数就業先が3つ以上の場合、3つ目以降の就業先に係る事項はそ

(略)

迅速かつ効率的な調査を行うため、申立書を請求に併せて提出するように依頼すること。申立書の記載は、①請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に係る事項は脳心実務要領の様式2に、②副業先(請求書裏面で「その他の就業先」とした事業場のこと。以下同じ。)に係る事項はその事業場の数に応じた複災脳心様式2に、それぞれ記載するように依頼すること。

イ (略)

(2) (略)

(3) 調査における確認事項

(略)

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場を管轄する署(調査を行う署)と副業先を管轄する署が異なる場合であっても、全ての事業場に対する調査は、主たる負荷を受けたと主張する事業場を管轄する署において行うこと。

ア 請求人からの確認事項

(略)

事前相談なく請求書が提出された場合には、請求人に申立書を提出するように依頼すること。申立書の記載は、①請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に係る事項は脳心実務要領の様式2に、②副業先に係る事項はその事業場の数

の事業場の数に応じた複災脳心様式2に、それぞれ記載するよう依頼すること。

請求人への確認事項は、一の事業で勤務している場合も複数就業している場合でも同じであるが、申立書により確認できない事項や内容を補足する必要がある事項については、請求人に聴取し確認すること。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3(1)を参考にする。

(略)

#### イ 事業場関係者からの確認事項

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に提出を求める資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集する資料と同じである。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3(2)を参考にする。

(略)

副業先に提出を求める資料は、労働時間以外の負荷要因がない場合であっても、少なくとも複数事業労働者の該当性、労働時間、賃金について調査する必要があることから、調査に当たっては発症前おおむね6か月間に係る以下の資料を収集すること。

- ① 会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料
- ② 社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書(雇入通知書)、複数就業していることについての使用者の認識等複数事業労働者に関する資料

に応じた複災脳心様式2に、それぞれ記載するよう依頼すること。

請求人への確認事項は、一の事業で勤務している場合も複数就業している場合でも同じであるが、申立書により確認できない事項や内容を補足する必要がある事項については、請求人に聴取し確認すること。具体的な聴取項目は、脳心実務要領の第2部第2の5(2)アを参考にする。

(略)

#### イ 事業場関係者からの確認事項

請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場に提出を求める資料は、一の事業に係る業務災害の調査において収集する資料と同じである。具体的な収集資料は、脳心実務要領の第2部第2の4(2)ア(ア)を参考にする。

(略)

副業先に提出を求める資料は、労働時間以外の負荷要因がない場合であっても、少なくとも複数事業労働者の該当性、労働時間、賃金について調査する必要があることから、調査に当たっては発症前おおむね6か月間に係る以下の資料を収集すること。

- ① 会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料
- ② 社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書(雇入通知書)等複数事業労働者に関する資料

③ 出勤簿、タイムカード、作業日報、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料

④ 賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、労働時間以外の負荷要因が確認される場合には、これらの他に負荷要因の評価の際に参考となる資料を収集すること。

事業場での労働時間の把握等については、必要に応じて関係者から聴取すること。具体的な調査事項は、脳心実務要領の第2部第2の3 (2)を参考にする。

(略)

ウ (略)

#### (4) 調査結果の取りまとめの方法

各事業場における長期間の過重業務、短期間の過重業務、異常な出来事について調査を行い、その調査結果を分析すること。いずれかの事業場での業務による負荷によって業務災害に該当する場合には、業務災害として支給決定すること。

ア 長期間の過重業務、短期間の過重業務のいずれかで業務災害として支給決定する場合

いずれかの事業場での長期間の過重業務又は短期間の過重業務で、特に過重な業務に従事したことが認められる場合、特に過重な業務が認められる事業場での業務災害として支給決定すること。業務災害として脳心実務要領の様式1に長期

③ 出勤簿、タイムカード、作業日報等の労働時間に関する資料

④ 賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、労働時間以外の負荷要因が確認される場合には、これらの他に負荷要因の評価の際に参考となる資料を収集すること。

事業場での労働時間の把握等については、必要に応じて関係者から聴取すること。具体的な聴取項目は、脳心実務要領の第2部第2の5 (2) イを参考にする。

(略)

ウ (略)

#### (4) 調査結果の取りまとめの方法

各事業場における異常な出来事、短期間の過重業務、長期間の過重業務について調査を行い、その調査結果を分析すること。いずれかの事業場での業務による負荷によって業務災害に該当する場合には、業務災害として支給決定すること。

ア 異常な出来事で業務災害として支給決定する場合

いずれかの事業場で異常な出来事に遭遇したことを確認した場合、異常な出来事に遭遇した事業場での業務災害として支給決定すること。

業務災害として支給決定する場合、脳心実務要領の様式1に異常な出来事に遭遇した調査結果を復命し、短期間の過重

間の過重業務又は短期間の過重業務いずれかについてののみ判断すれば足りること。また、業務災害として支給決定することから、副業先での業務による負荷について脳心実務要領の様式1の復命書に記載しないこと。

イ 異常な出来事で業務災害として支給決定する場合

いずれかの事業場で異常な出来事に遭遇したことを確認した場合、異常な出来事に遭遇した事業場での業務災害として支給決定すること。

業務災害として支給決定する場合、脳心実務要領の様式1に異常な出来事に遭遇した調査結果を復命し、長期間の過重業務、短期間の過重業務について判断する必要はないこと。また、業務災害として支給決定することから、副業先での業務による負荷に係る内容を脳心実務要領の様式1に記載しないこと。

ウ 業務災害に該当せず、複数業務要因災害の評価を行う場合  
(略)

復命書の異常な出来事についての業務災害の過重性の評価には、請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場における業務による負荷を記載すること。

(略)

エ (略)

(5) 専門医に対する意見書の依頼

業務、長期間の過重業務について判断する必要はないこと。また、業務災害として支給決定することから、副業先での業務による負荷に係る内容を脳心実務要領の様式1に記載しないこと。

イ 短期間の過重業務、長期間の過重業務のいずれかで業務災害として支給決定する場合

いずれかの事業場での短期間の過重業務又は長期間の過重業務で、特に過重な業務に従事したことが認められる場合、特に過重な業務が認められる事業場での業務災害として支給決定すること。業務災害として脳心実務要領の様式1に短期間の過重業務又は長期間の過重業務いずれかについてののみ判断すれば足りること。また、業務災害として支給決定することから、副業先での業務による負荷について脳心実務要領の様式1の復命書に記載しないこと。

ウ 業務災害に該当せず、複数業務要因災害の評価を行う場合  
(略)

復命書の異常な出来事、業務災害の過重性の評価には、請求人が主たる負荷を受けたと主張する事業場における業務による負荷を記載すること。

(略)

エ (略)

(5) 専門医に対する意見書の依頼

脳心実務要領第2部第4の1(1)の主治医意見により判断して差し支えない事案に該当しない場合は、専門医に意見を依頼すること。その際、業務と発症との関連性について専門医に意見を依頼するに当たっては、以下の点に留意すること。

ア～イ (略)

(6)～(11) (略)

## 2 質疑応答集

問1～問2 (略)

問3 複数就業先からそれぞれ労働時間に係る資料を入手し、複数就業先の労働時間を通算したところ、発症前1か月の時間外労働時間数が100時間を超える見通しとなった。

この場合、複数業務要因災害として発症前1か月の調査だけを行えばよいか。

(答)

法第7条第1項第1号及び第2号より業務災害の決定が優先するため、仮に複数業務要因災害により認定できることが早期に判明した事案であっても、業務災害としての認定の可否を検討する必要がある。

業務災害に該当しないという判断に当たっては、長期間の過重負荷、短期間の過重負荷、異常な出来事のいずれにも該当しないこと

業務と発症との関連性について専門医に意見を依頼するに当たっては、以下の点に留意すること。

ア～イ (略)

(6)～(11) (略)

## 2 質疑応答集

問1～問2 (略)

問3 複数就業先からそれぞれ労働時間に係る資料を入手し、複数就業先の労働時間を通算したところ、発症前1か月の時間外労働時間数が100時間を超える見通しとなった。

この場合、複数業務要因災害として発症前1か月の調査だけを行えばよいか。

(答)

法第7条第1項第1号及び第2号より業務災害の決定が優先するため、仮に複数業務要因災害により認定できることが早期に判明した事案であっても、業務災害としての認定の可否を検討する必要がある。

業務災害に該当しないという判断に当たっては、異常な出来事、短期間の過重負荷、長期間の過重負荷のいずれにも該当しないこと

を確認する必要がある、業務災害に該当しないことを確認したうえで、複数業務要因災害の該当性を評価する必要があることに留意すること。

なお、業務災害に該当しない場合であって、複数業務要因災害における発症前1か月の時間外労働時間数が100時間を超え、長期間の過重業務における特に過重な業務に就労したことが確認される場合には、複数業務要因災害の調査としては、発症前1か月の調査のみを行い、短期間の過重業務等の判断を省略しても差し支えない。

問4 (略)

問5 A事業場の勤務が終了し、次のB事業場での勤務を開始するまでの時間の扱いは如何。

(答)

お尋ねの時間は、労働時間にも拘束時間にも該当しないが、労働時間以外の負荷要因である勤務時間の不規則性（勤務間インターバルが短い勤務）として評価し得るか検討を行うこと。

問6 複数就業先の負荷を総合的に評価するのは長期間の過重負荷と短期間の過重業務だけでよいか。

(答)

を確認する必要がある、業務災害に該当しないことを確認したうえで、複数業務要因災害の該当性を評価する必要があることに留意すること。

なお、業務災害に該当しない場合であって、複数業務要因災害における発症前1か月の時間外労働時間数が100時間を超え、長期間の過重業務における特に過重な業務に就労したことが確認される場合には、複数業務要因災害の調査としては、発症前1か月の調査のみを行い、異常な出来事、短期間の過重業務の判断を省略しても差し支えない。

問4 (略)

問5 A事業場の勤務が終了し、次のB事業場での勤務を開始するまでの時間の扱いは如何。

(答)

お尋ねの時間は、労働時間にも拘束時間にも該当しない。

問6 複数就業先の負荷を総合的に評価するのは短期間の過重業務と長期間の過重負荷だけでよいか。

(答)

(略)

問7～問8 (略)

3 調査・取りまとめ様式  
(別添1のとおり)

4 調査・取りまとめ様式記載例  
(別添2のとおり)

第6 複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等

1 (1)～(3)イ (略)

ウ 副業先の関係者からの確認事項

副業先へは、請求人の同意を得た上で業務による心理的負荷を受けた出来事がなかったとしても、発病前おおむね6か月の間に係る以下の資料を収集し、就業の経緯、採用理由、就業に当たっての状況や支援、配慮等を関係者から聴取すること。

- ・会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料
- ・社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書(雇入通知書)、複数就業していることについての使用者の認識等の複数事業労働者に関する資料
- ・出勤簿、タイムカード、作業日報、副業先の労働時間数の申告の有無及び申告している労働時間数等の労働時間に関する資料

(略)

問7～問8 (略)

3 調査・取りまとめ様式

4 調査・取りまとめ様式記載例

第6 複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等

1 (1)～(3)イ (略)

ウ 副業先の関係者からの確認事項

副業先へは、請求人の同意を得た上で業務による心理的負荷を受けた出来事がなかったとしても、発病前おおむね6か月の間に係る以下の資料を収集し、就業の経緯、採用理由、就業に当たっての状況や支援、配慮等を関係者から聴取すること。

- ・会社概要、組織図、就業規則等の事業場に関する資料
- ・社内履歴書、採用時の履歴書、労働条件通知書(雇入通知書)等の複数事業労働者に関する資料
- ・出勤簿、タイムカード、作業日報等の労働時間に関する資料
- ・賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、心理的負荷を受けた出来事が確認される場合は、そ

料

- ・賃金台帳、給与明細等の賃金に関する資料

なお、心理的負荷を受けた出来事が確認される場合は、その出来事の実事認定の際に参考となる資料（社内調査書、社内メール等）を収集し、精神実務要領第2の3の（3）による関係者からの聴取を行うこと。

エ～4 （略）

**【資料】**

1～2 （略）

3 令和3年9月14日付け基発0914号第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」

4～ （略）

の出来事の実事認定の際に参考となる資料（社内調査書、社内メール等）を収集し、精神実務要領第2の3の（3）による関係者からの聴取を行うこと。

エ～4 （略）

**【資料】**

1～2 （略）

3 平成13年12月12日付け基発1063号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」

4～ （略）

複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の  
労災認定実務要領

令和2年8月

（改正：令和3年12月）

厚生労働省労働基準局補償課

## 複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領

### 【目次】

第1	はじめに	3
第2	複数業務要因災害の対象となる疾病の考え方	3
第3	複数業務要因災害と業務災害との関係	4
第4	複数業務要因災害に該当するか否かの判断	4
1	脳・心臓疾患	4
2	精神障害	5
3	その他二以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病	7
第5	複数業務要因災害としての脳・心臓疾患の調査要領等	9
1	調査要領	11
2	質疑応答集	21
3	調査・取りまとめ様式	27
4	調査・取りまとめ様式記載例	51
第6	複数業務要因災害としての精神障害の調査要領等	73
1	調査要領	75
2	質疑応答集	81
3	調査・取りまとめ様式	87
4	調査・取りまとめ様式記載例	133

### 【資料】

1	労働者災害補償保険法（抄）	181
2	労働者災害補償保険法施行規則（抄）	187
3	令和3年9月14日付け基発0914号第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」	193
4	平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」	209
5	その他参考資料（複数事業労働者における労災保険給付に係る事務処理要領別紙）	
・	別紙1 複数事業労働者に類する者の事例	231
・	別紙4 業務災害・複数業務要因災害の一括請求について	233
・	別紙6 委嘱書様式	234
・	別紙7 複数業務要因災害に係る決定等の委嘱について	235
・	別紙8 業務災害・複数業務要因災害の調査・決定の流れ	236